

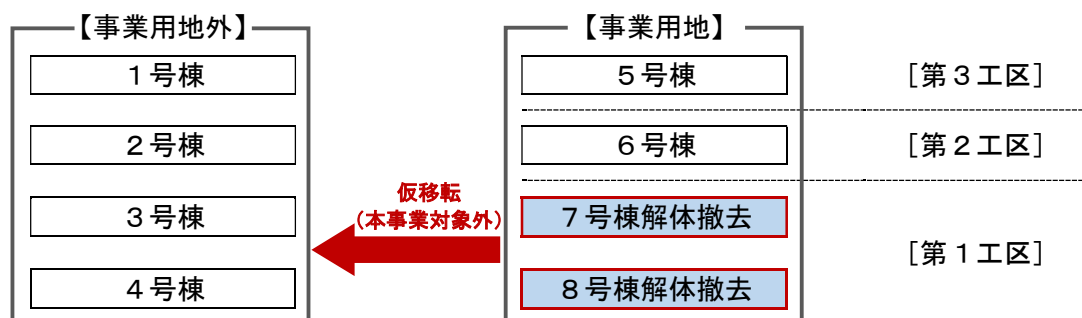
添付資料 04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等（※）の工程を立案すること。

※建替住棟等：建替住棟に加えて、事業用地において特定事業者が新たに整備する敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等の総称

1 既存住棟等の解体撤去（第1工区）

既存住棟（7号棟及び8号棟）の入居者の1～4号棟への仮移転（本事業対象外）完了後、第1工区の既存住棟等の解体撤去を行う。



2 建替住棟等の整備（第1工区）及び既存住棟等の解体撤去（第2工区）

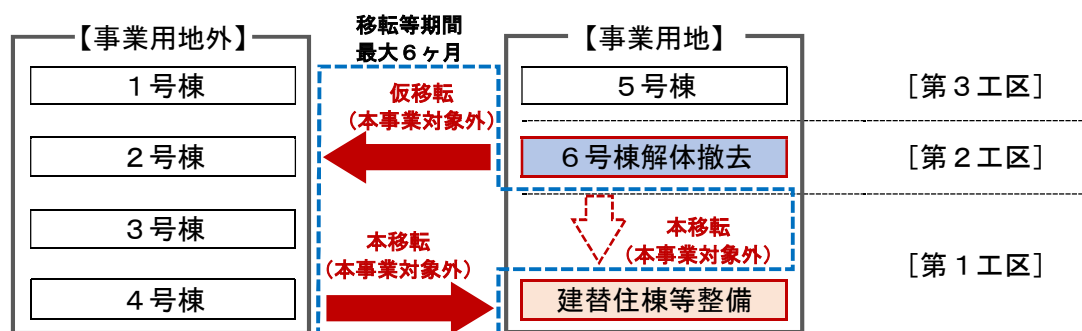
第1工区に、建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

その後、仮移転者（事業用地外）は第1工区の建替住棟（管理開始時期は提案による）に本移転（本事業対象外）する。

その後、既存住棟（6号棟）の入居者は、1～4号棟へ仮移転（本事業対象外）する。（一部の入居者については第1工区の建替住棟に本移転（本事業対象外）する可能性がある。）第1工区の建替住棟等の管理開始後の移転等期間として、最大6ヶ月を要す。

その後、第2工区の既存住棟等の解体撤去を行う。

なお、前述の移転等期間について変更する場合は入札説明書等において示す。



3 建替住棟等の整備（第2工区）及び既存住棟等の解体撤去（第3工区）

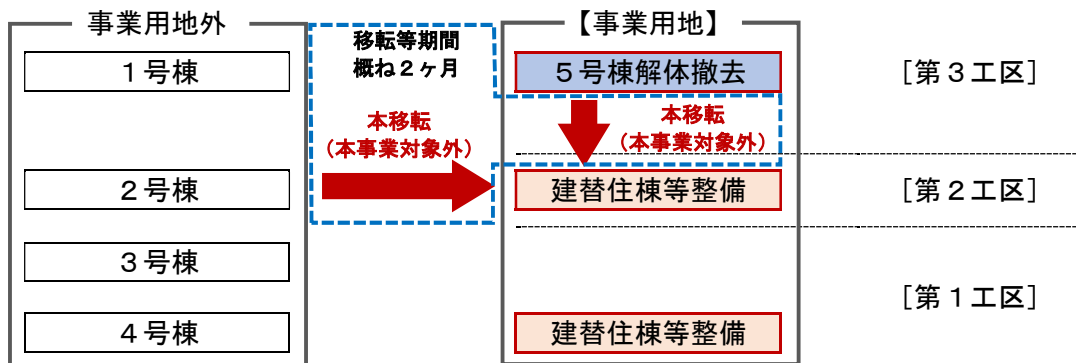
第2工区に、建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

その後、仮移転者（事業用地外）は第2工区の建替住棟（管理開始時期は提案による）に本移転（本事業対象外）する。

また、既存住棟（5号棟）の入居者は、第2工区の建替住棟に本移転（本事業対象外）する。

第2工区の建替住棟等の管理開始後の移転等期間として、概ね2ヶ月を要す。

その後、第3工区の既存住棟等の解体撤去を行う。



4 付帯施設等の整備（第3工区）

第3工区にて、付帯施設等を整備し、県に引渡しを行う。

